○　財務省告示第288号

国債の発行等に関する省令（昭和57年大蔵省令第30号）第6条第11項の規定に基づき、令和8年9月8日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和8年10月14日

財務大臣　片山　さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第383回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で22,754,200,000円
6	払込金額	22,599,471,440円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和8年9月8日
10	発行価格	額面金額100円につき99円32銭
11	利率	年2.7％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.7}{100}\times\frac{80}{365}$
13	初期利子	令和8年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、

		次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額 × $\frac{2.7}{100} \times \frac{1}{2}$
14	第2期以後の利子	毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和18年6月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和8年9月8日